

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款の一部改正について

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款を次のとおり改正する。

1 変更理由

令和元年度税制改正に伴い、NISAおよびつみたてNISAにおける当年の勘定の変更にかかわる期限が撤廃され、金融機関が定める任意の日に変更されたことから、非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款を改正するものである。

2 改正内容等

(1) 改正内容

顧客が、NISAおよびつみたてNISAにおける当年の勘定を変更する場合の「非課税口座異動届出書」の提出期限を、当年の9月の最終営業日の前営業日から当組合が別に定める期限に変更する。

また、当組合が別に定める具体的な期限については、その年の11月の最終営業日とする旨の記載を追加する。

(2) 改正新旧対照表

別紙「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款の改正新旧対照表」のとおりとする。

3 施行日

令和2年10月1日から施行する。

以上

